

エコマーク商品類型 No.128 「日用品 Version1.21」 認定基準書

分類 I. ～ゴムホース・手袋・マット等ゴム製品～

(公財) 日本環境協会
エコマーク事務局

1. 認定基準制定の目的

日用品は、台所用品、食卓用品、住生活用品など様々な製品があり、幅が広く、消費者にとっては、極めて身近な、かつ日常的に使用する製品である。このような日用品において、エコマークの類型を設定し、環境に配慮された製品を推奨することは、日常生活における環境負荷の低減に大きく資するとともに、消費者の環境意識の向上も期待できる。これらのことから、本類型を設定する環境的意義は大変大きいと考えられる。

これまでエコマーク事業においては、商品類型 No.115 「廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品」、商品類型 No.118 「再生材料を使用したプラスチック製品」、商品類型 No.124 「ガラス製品」など、素材の観点から認定基準を策定した商品類型があったが、今回、これらで対象としていた日用品を本商品類型に統合し、併せて食卓台所用品、履物および住生活用品などの日用品を幅広く対象製品として扱うものとして整理し、商品類型を設定した。

また、エコマーク商品類型ではスポンジ、コーヒーフィルター、油ろ過器、ゴム手袋、廃食用油吸収材、水切り濾紙袋、ストレーナーや三角コーナーといった台所用品に関するものが 8 商品類型あり、これらについても「日用品」として整理・統合した。これらの商品類型は、概ね「水質汚濁物質の排出防止」「天然原料の利用」「無漂白」といった環境的観点から基準を制定していたが、新たに商品ライフサイクルの概念の導入による総合的評価により、資源の有効利用、化学物質などの観点についても見直しを行った。

具体例として商品類型 No.5 「廃食用油吸収材」は、水質汚濁の原因となる廃食用油の排出防止、再生材料の利用による廃棄物削減などの観点からの商品類型化であったが、本商品類型においては、再生材料とは異なる未利用の資源として、間伐材や未利用繊維（ウエスなど）などの有効利用も新たに認めることとした。

2. 適用範囲

総務省発行の「日本標準商品分類」に基づく「ゴム製基礎材」のうち表 1 に示す製品。

ただし、電気を使用する製品、および製品全体の総質量に占める金属材料、皮革材料および石材などの質量割合が 50%以上となる製品は対象外とする。

表 1 対象製品分類

分類番号	分類	各分類に該当する製品
	ゴム製基礎材	
11 5	ゴムホース(中分類)	
11 51	一般用ゴムホース	ツインホース,送水用ゴムホース(ウォーターホース)
11 8	工業用ゴム製品(中分類)	
11 843	ゴムマッティング	導電・除電マット、荷台シート・荷台マット、作業用マット
11 85	ゴム手袋(手術用を除く。)	炊事用手袋
11 9	その他のゴム製基礎材	ゴムロープ

3. 用語の定義

共通基準に関する用語	
使い捨て製品	本来の材料で繰り返し使われている耐久性のある商品がある分野において、繰り返しての使用を目的としない製品。
再使用可能	ライフサイクルの中で想定された目的のために一定回数の繰り返し使用を行うことができるよう想定し、設計した製品または包装の特質。
リサイクル	マテリアルリサイクルをいう。エネルギー回収（サーマルリサイクル）は含まない。
処方構成成分	製品に特性を付与する目的で、意図的に加えられる成分をいう。製造プロセス上、不可避免的に混入する不純物成分は含まない。
プラスチックシート	厚さが 0.25mm 以上のプラスチックの薄い板状のもの。
材料に関する用語	
再生材料	プレコンシューマ材料またはポストコンシューマ材料またはそれらの混合物。本商品類型では、未利用繊維を含むものとする。
プレコンシューマ材料	製品を製造する工程の廃棄ルートから発生する材料または不良品。ただし、材料の製造工程内で発生し、再び同一の工程（工場）内で原料として使用されるものは除く。
ポストコンシューマ材料	製品として使用された後に、廃棄された材料または製品。
紙に関する用語	
古紙パルプ配合率	製品に含まれるパルプ中の古紙パルプの重量割合で、 $\text{古紙パルプ} / (\text{バージンパルプ} + \text{古紙パルプ}) \times 100(\%)$ で表される。ただし、パルプは含水率 10%の重量とする。なお、損紙については、古紙パルプ配合率の計算式の分母、分子にそれぞれ含めない。パルプモールドおよび古紙裁断による緩衝材など、歩留まり 100%のものは、実際の古紙パルプの配合割合に関わらず、古紙パルプ配合率 100%とみなす。
プラスチックに関する用語	
プラスチック	単一もしくは複数のポリマーと、特性付与のために配合さ

	れた添加剤、充填材などからなる材料。
ポリマー	プラスチック中の主な構成成分である高分子材料。本商品類型では繊維としての使用を含む。
植物由来プラスチック	植物を原料とするバイオベース合成ポリマーからなるプラスチック。 なお、本認定基準では、ポリエチレン(PE)、ポリエチレンテレフタレート(PET)、ポリ乳酸(PLA)およびポリトリメチレンテレフタレート(PTT)を対象とする。
バイオベース合成ポリマー	全面的または部分的にバイオマス資源を原料として、化学的および/または生物学的工業プロセスによって得られるポリマー。ISO 16620-1 3.1.4 に定義される biobased synthetic polymer を指す(原文 polymer obtained through chemical and/or biological industrial process(es) Wholly or partly from biomass resources)。
バイオベース合成ポリマー含有率	製品(または認定基準で指定する部分)に占めるバイオベース合成ポリマー中のバイオマス資源由来部分の割合。でんぷん等の天然ポリマーは含まれない。ISO 16620-1 3.1.5 に定義される biobased synthetic polymer content を指す(原文 biobased synthetic polymer content : amount of biobased synthetic polymer present in the product)。
繊維に関する用語	
未利用繊維	コットンリッター、紡績時に発生する短繊維(同グレードの糸としては利用できないものや、利用に際し何等かの処理を必要とするもの)、廃植物繊維質から取り出した繊維(バナナ繊維など)など、未利用原料を用いた繊維。
コットンリッター	綿の繊維のうち、開花後 4~12 日頃に遅れて突起をはじめた短い地毛。
廃植物繊維質	農作物の収穫および製造工程で発生する農業残渣など、通常は廃棄される茎などの未利用の植物の繊維質部分。
リサイクル繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料からリサイクルされた繊維。リサイクルの方法により、反毛繊維、ポリマーリサイクル繊維、ケミカルリサイクル繊維、その他のリサイクル繊維(故繊維から直接に撚糸、裁断、裂き織りなどによりリサイクルされた繊維)がある。
故繊維	不要になった中古衣類を含む廃繊維製品類。家庭や事業所から回収される使用済みの古着、古布である「ボロ」と、織布工場の糸くず、縫製工場の裁断くずなどの製造工程から発生する「屑繊維」の両方を指す。
反毛繊維	プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を反毛機で解きほぐし、綿状に戻した繊維。
ポリマーリサイクル繊維	合成樹脂または合成繊維の再生原料を、再生処理フレークまたはペレットなどを利用してポリマー構造を変えずにリサイクルされた繊維。
ケミカルリサイクル繊維	ナイロンまたはポリエステルなどの合成樹脂または合成繊維の再生原料から、ポリマーを解重合して得たモノマーを原料として重合して得たポリマーからなる繊維。

繊維由来リサイクル繊維	ポリマーリサイクル繊維またはケミカルリサイクル繊維のうち、故繊維を主原料としたリサイクル繊維。プレコンシューマ材料およびポストコンシューマ材料の故繊維を原料として対象とするが、ポストコンシューマ材料の故繊維を受け入れてリサイクルしている実績がある場合に限る。繊維化までの一連のリサイクル工程に投入される主たる再生原料が故繊維であれば、投入される再生原料の一部に廃プラスチックが含まれる場合でも、投入される再生原料の全量を故繊維由来とみなすことができる。
植物由来合成繊維	植物由来プラスチックを原料とする合成繊維。

4. 認定の基準と証明方法

各基準項目への適合の証明については、付属証明書を提出すること。

4-1. 環境に関する基準と証明方法

4-1-1. 共通基準と証明方法

(1) 申込商品の製造にあたって、最終製造工程を行う工場が立地している地域の大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭、有害物質の排出などについて、関連する環境法規および公害防止協定など（以下、「環境法規等」という）を順守していること。

また、申込日より過去5年間の環境法規等の順守状況（違反の有無）を報告すること。なお、違反があった場合には、すでに適正な改善をはかり再発防止策を講じ、以後は関連する環境法規等を適正に順守していること。

【証明方法】

最終製造工程を行う工場が立地している地域の環境法規等を順守していることに関し、申込製品を製造する事業者もしくは当該工場長が発行する証明書(環境法規等の名称一覧の記載または添付)を提出すること。

また、過去5年間に行政処分、行政指導などの違反の有無を報告し、違反があった場合には、以下のa.およびb.の書類を提出すること。

- a. 違反事実について、行政機関などからの指導文書(改善命令、注意なども含む)、およびそれらに対する回答書(原因、是正結果などを含む)の写し(一連のやりとりがわかるもの)
- b. 環境法規等の順守に関する管理体制についての次の1)～5)の資料(記録文書の写し等)
 - 1) 工場が立地している地域に関する環境法規等の一覧
 - 2) 実施体制(組織図に役割等を記したもの)
 - 3) 記録文書の保管について定めたもの
 - 4) 再発防止策(今後の予防策)
 - 5) 再発防止策に基づく実施状況(順守状況として立入検査等のチェック結果)

- (2) 廃棄物を増加させることになる製品（いわゆる使い捨て製品）でないこと。

【証明方法】

申込製品の用途を付属証明書に記載すること。

- (3) 製品は、金属材料が製品全体質量の50%未満であること。

【証明方法】

申込製品に使用する金属材料の合計質量を付属証明書に記載すること。

- (4) 製品は、小売段階（小売しない製品は最終出荷段階）で無包装または簡易包装となるよう出荷していること。包装に使用されるプラスチック材料は、JIS K 6899-1:2000に沿って材質表示されていること。ただし、「容器包装識別表示等検討委員会報告書（平成12年7月 経済産業省）」における識別マークに関する「無地の容器包装への対応」「表示スペース等の物理的制約がある容器包装への対応」「多重容器包装等における表示の要件と表記方法」「社名・ブランド名等が印刷された包装への対応」「輸出品への対応」に準拠して、材質表示を省略することができるものとする。

【証明方法】

製品の小売り段階での包装状態および使用包装材料、材質表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。材質表示を省略する場合は、その根拠を示すこと。

- (5) 包装に使用されるプラスチック材料は、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

- (6) 抗菌剤を可能な限り使用しないこと。なお、抗菌剤を使用する場合には、一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けた商品であること。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載し、抗菌剤を使用する場合には、製品として一般社団法人抗菌製品技術協議会のSIAAマーク、または一般社団法人繊維評価技術協議会のSEKマーク等の認証を受けていることを示す書類を提出すること。

4-1-2.材料に関する基準と証明方法

製品は、製品を構成する各材料が、以下に示す材料に関する基準をそれぞれ満たすこと。ただし、小付属（ネジ、ビスなど製品の機能上必要な小さな部品）は、以下に示す材料に関する基準を適用しない。

A.プラスチック

(7) プラスチックは、原料ポリマーとして、ポストコンシューマ材料のみを使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が50%以上であること。ただし、原料ポリマーとして、プレコンシューマ材料を使用する製品は、製品に使用する全原料ポリマー中のプレコンシューマ材料からなる再生ポリマーの質量割合が60%以上であること。

フィルム製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 40%以上であること。

合成紙製品は、全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 50%以上であること。

植物由来プラスチックを使用する製品は、本項目に代えて基準項目(8)を満たすこと。

【証明方法】

プレコンシューマ材料、ポストコンシューマ材料、それぞれについて製品全体に対する重量割合を付属証明書に記載すること。原材料供給者の発行する原料証明書を添付すること。

(8)植物由来プラスチックを使用する製品は、以下a～cの全ての要件を満たすこと。なお、植物由来プラスチックは、PE、PET、PLAおよびPTTを対象とする。

a.プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率が25%以上であること。

b.植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表2のチェックリストに適合すること。

c.植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

a.プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)については、ISO16620-2またはASTM D6866に規定される14C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3に規定される方法により算出したバイオベー

ス合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。

- ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
- ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

b.栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表2への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。

c.植物由来プラスチック(原料樹脂)のLCA評価の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

(9)プラスチックは、製造時に代替フロン(HCFCs)の使用のないこと。

【証明方法】

プラスチック材料を製造する工場長の発行する証明書を提出すること。

(10)プラスチックは、ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物を処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

ハロゲンを含むポリマーおよび有機ハロゲン化合物の添加の有無を付属証明書に記載すること。

(11)プラスチックは、法令および業界自主基準などとして定められている重金属などの有害化学物質などを処方構成成分として含まないこと。

プラスチック添加物としては、ポリオレフィン等衛生協議会などの各業界毎に自主基準で定められているポジティブリストに従うこと。

プラスチック色材として、重金属類の含有量および溶出量については、ポリオレフィン等衛生協議会の「色材の規格基準」に適合すること。

【証明方法】

原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として含まない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、含まないことの証明ができる書類でも可とする。

- (12)プラスチックに難燃剤を使用する場合には、PBB（ポリブロモビフェニル）、PBDE（ポリブロモジフェニルエーテル）および短鎖塩素化パラフィン（鎖状C数が10～13、含有塩素濃度が50%以上）を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

本項目への適合状況を付属証明書に記入すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

B.繊維

- (13)繊維部分の総質量に占める未利用繊維またはリサイクル繊維の質量割合が表2の基準配合率を満たすこと。

植物由来合成繊維を使用する製品は、本項目に代えて基準項目(14)を満たすこと。

表2 繊維毎の全繊維の総質量に対する基準配合率

繊維の種類	基準配合率		
未利用繊維	10%以上	キュプラ繊維を使用した製品の基準配合率は70%以上 未利用原料が10%以上となること	
リサイクル繊維	反毛繊維	10%以上	
	ポリマーリサイクル繊維	50%以上	樹脂量として再生ポリマーが50%以上となること
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生ポリマーが25%以上となること
	ケミカルリサイクル繊維	50%以上	モノマー量として再生モノマーが50%以上となること
		25%以上	繊維由来リサイクル繊維に該当する場合は、故繊維由来の再生モノマーが25%以上となること
その他のリサイクル繊維	50%以上		

【証明方法】

申込者または製造事業者は繊維材料の質量割合を記載した証明書を提出するこ

と。また、未利用・再生原料の詳細、再生方法、配合率、管理方法などを記載した、繊維材料供給事業者の発行する原料証明書を提出すること。繊維由来リサイクル繊維の基準を適用する場合は、直近1年間程度の再生原料の受入量（投入量）とその内訳（故繊維、その他廃プラスチックなど）の実績、およびポストコンシューマ材料の故繊維の受入れ体制と実績についても報告すること。ただし、生地などにエコマーク認定品を使用する場合は、当該生地などの「ブランド名」、「認定番号」および「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料証明書の提出に代えることができる。

(14)植物由来合成繊維を使用する製品は、以下a～cの全ての要件を満たすこと。

- a.繊維部分の総質量における、バイオベース合成ポリマー含有率が10%以上であること。かつ、繊維部分の総質量に占める植物由来合成繊維の質量割合が25%以上であること。なお、植物由来合成繊維は、PE繊維、PET繊維、PLA繊維およびPTT繊維を対象とする。
- b.植物原料の栽培から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーンを把握していること。各工程は別表2のチェックリストに適合すること。
- c.植物由来プラスチック(原料樹脂)について、原料調達から廃棄・リサイクルに至るまでの温室効果ガスの排出量(CO₂換算)が、代替しようとする従来の樹脂と比較して増加しないことをライフサイクルアセスメント(LCA)によって確認していること。なお、排出量の増加分を信頼性のあるカーボン・オフセット(グリーン電力の購入など)によって相殺している場合も、本項目に適合するものとする。

【証明方法】

- a.プラスチック中のバイオベース合成ポリマー含有率を計算した証明書を提出すること。そのうち植物由来プラスチック(原料樹脂)については、ISO16620-2またはASTM D6866に規定される14C法によるバイオベース炭素含有率の測定結果の値と成分組成を用いて、ISO16620-3に規定される方法により算出したバイオベース合成ポリマー含有率を記載すること。なお、測定結果と規格上のバイオベース合成ポリマー含有率に10%を超える乖離がある場合には、その理由も説明すること。添付書類として、バイオベース炭素含有率の測定結果を提出すること。また、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持について、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する以下のいずれかの証明書を提出すること。
 - ・バイオベース炭素含有率の測定を定期的実施すること、および測定結果をエコマーク事務局の要請に応じて開示できることの説明文書
 - ・バイオベース合成ポリマー含有率の管理について、第三者機関による監査または認証を受けていることの証明書

b.栽培地(国、州、市等)から植物由来プラスチック(原料樹脂)製造までのサプライチェーン(フロー図等。精製、発酵等を含む)、および別表2への適合状況を記載した、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)が発行する証明書を提出すること。

c.植物由来プラスチック(原料樹脂)のLCA評価の結果を提出すること(既存の論文等を参照することでもよい)。カーボン・オフセットによって相殺する場合には、カーボン・オフセットの内容および信頼性についての説明資料を併せて提出すること。

ただし、中間製品としてエコマーク認定品を使用する場合は、当該糸・生地などの「商品名(商品ブランド名)」、「認定番号」および「型式・品番など」を付属証明書に記載することで、原料樹脂供給事業者(販売事業者を含む)または繊維材料供給事業者に係わる証明書(原料証明書、バイオベース炭素含有率の測定結果、認定後のバイオベース合成ポリマー含有率の適正な維持についての証明書、植物由来プラスチック(原料樹脂)のトレーサビリティに関するチェックリスト・LCA評価結果)の提出に代えることができる。

(15)繊維への化学物質の使用については、以下 a~c の全ての要件を満たすこと。

- a.各種加工(防かび、蛍光増白、難燃、柔軟、衛生、製品漂白)について、必要最小限にとどめ、過剰加工にならないよう十分配慮し、人体への安全性に疑義のある加工剤の使用は自粛すること。また、別表3-1の基準値に適合すること。難燃剤を使用する場合は、ポリブロモビフェニル(PBB)、ポリブロモジフェニルエーテル(PBDE)、短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10-13、含有塩素濃度が50%以上)、ヘキサブロモシクロドデカン(HBCD)の難燃剤を含まないこと。
- b.遊離ホルムアルデヒド量は、別表3-2の基準値に適合すること。ただし、屋外に設置される製品は本項目を適用しない。
- c.使用する染料、顔料において、別表3-3の①、②、③に定める染料・顔料、およびクロムを処方構成成分として添加していないこと。

【証明方法】

a.申込者または製造事業者は製品の加工の有無などを記載した証明書を提出すること。対象となる種類の加工あるいは薬剤が使用されている場合には、別表3-1の対象物質の不使用あるいは使用化学物質を確認できる安全データシート、または試験結果などの証明書類を提出すること。

b. 遊離ホルムアルデヒド量について、第三者機関または自社などによる試験結果を提出すること。

c. 染色工場(原着、プリント含む)による当該物質の不使用証明書、あるいは試験結果を提出すること。「繊維製品に係る有害物質の不使用に関する自主基準(日本繊維産業連盟)」に準拠し、小付属を除く全ての繊維材料について、サプライチェーンの各段階において別表3-3の①、②、③に定める染料・顔料およびクロムの不使用を不使用宣言または試験結果などの書面により確認し、トレーサビリティを明確にして管理を行っている場合は、申込者または製造事業者による管理方法を説明する証明書(確認書類のサンプルを含む)でもよい。

(16)繊維は、ハロゲン系元素で構成される樹脂(本項では繊維としての樹脂および後加工を指す。着色材、フッ素系添加剤は本項目を適用しない)の使用のないこと。

【証明方法】

付属証明書にハロゲン系元素で構成される樹脂の使用の有無を記述すること。

C. ゴム

(17)ゴムは、製品に使用する全ゴム中の再生ゴムの質量割合が10%以上であること。ただし、ゴム粉を用いた常温形成品については、60%以上であること。

【証明方法】

全ゴム質量における再生ゴム材料の質量割合を付属証明書に明記すること。原材料供給者による原料証明書を添付すること。

(18)ゴム中の有害物質については、平成3年8月23日、環境省告示第46号のうち重金属に関する基準に適合すること。

【証明方法】

原材料供給者による証明、または第三者試験機関により実施された試験結果の証明書を提出すること。ただし、すべての原材料について、該当する化学物質を処方構成成分として添加していない場合、その化学物質については、原材料供給者および申込者による、基準に適合することの証明ができる書類でも可とする。

(19)ゴムに難燃剤を使用する場合は、PBB(ポリ臭化ビフェニール)、PBDE(ポリ臭化ジフェニルエーテル)および短鎖塩素化パラフィン(鎖状C数が10~13、含有塩素濃度が50%以上)を処方構成成分として添加しないこと。

【証明方法】

本項目への適合状況を付属証明書に記載すること。難燃剤を使用している場合には化学物質名を付属証明書に記載すること。

(20)製品の適正な取扱いに関する情報として、取扱い、保管上の注意およびアレルギー

情報などについて取扱説明書、製品ラベルまたはパンフレットなどに明示していること。

アレルギー情報の製品表示については、

- a.材質表示として、天然ゴム、合成ゴムのいずれかに関する材料名称を記載すること。なお、合成ゴムについては、材料名称の後に続けて、具体的な名称を括弧書きにて記載すること。

例：「合成ゴム（ニトリルゴム）」、「天然ゴム」

- b.合成ゴムまたは天然ゴム製の製品は、例 1 を参照し、従来の使用上の注意に加え、アレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。天然ゴム製品は、例 2 を参照し、従来の使用上の注意に加え、ラテックスアレルギーに対する「使用上の注意」を記載すること。

例 1：「体質によっては、かゆみ、かぶれ、発疹等をおこすことがあります。異常を感じたら、ご使用をおやめください。」

例 2：「この製品は天然ゴムを使用しています。天然ゴムは、かゆみ、発赤、じんましん、むくみ、発熱、呼吸困難、喘息様症状、血圧低下、ショック等のアレルギー症状をまれにおこすことがあります。このような症状をおこした場合には、直ちに使用を中止し、医師に相談してください。」

【証明方法】

アレルギー情報表示の状態を付属証明書に具体的に記載すること（図、写真などを用いて補足してよい）。

4-1-3.個別製品に関する基準と証明方法

- (21)複数部品から構成される製品は、リサイクル容易なように異種材料で構成される部品の分離が容易であること。または、使用材料が統一されている場合については、各材料の再生材料基準配合率を表3のとおり適用する。

表3 複数部品で使用材料が統一された製品における素材に関する基準

素材名	再生材料の基準配合率
プラスチック	50%（ポストコンシューマ材料は 50%）
繊維	4-1-2.繊維に関する基準に同じ
ゴム	4-1-2.ゴムに関する基準に同じ

【証明方法】

分離分別が容易となる工夫を分かりやすく図示した書類を提出すること。素材統一されている場合については、素材統一されている旨示した書類を提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

- (22)製品の品質については、日本工業規格、日本農林規格、または業界などの自主的

な規格を満たすものであること。また製造段階における品質管理が十分なされていること。

【証明方法】

該当する品質規格に適合していることの証明書を提出すること。また、製造段階における品質管理が十分なされていること、および品質検査で合格した製品のみを出荷することを、製品を製造する工場長の発行する証明書および宣言書で提出すること。申込製品もしくは申込製品製造工場が、JISまたはJASの認定を受けている場合は、JISまたはJASの認定の写しを提出することで、基準への適合の証明に代えることができるものとする。

5. 配慮事項

認定の要件ではないが、製造にあたっては以下に配慮することが望ましい。なお、各項目の対応状況を付属証明書に記載すること。

- (1) 簡易包装を施す製品のそれぞれの包装材料は、以下の項目に配慮していること。
 - a. 紙の古紙パルプ配合率が 70%以上であること。
 - b. プラスチックシートに使用する全原料ポリマー中の再生ポリマーの質量割合が 60%以上であること。

6. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分（申込単位）は、2.適用範囲の表 1 に示す小分類用途、およびブランド名毎またはシリーズ名毎とする。また、使用する材料または併用する材料の組み合わせが異なる製品は、別の商品区分とする。（4-1-2 の A～C の各材料区分、再生プラスチック、植物由来プラスチック、未利用繊維、リサイクル繊維、植物由来合成繊維をそれぞれ異なる材料とする。）製品の大小および色調による区分は行わない。
- (2) 原則として、製品本体などに下記のロゴマークを表示すること。なお、エコマーク商品を保有するエコマーク使用契約者においては、これまでどおりの表示および認定番号を記載することも可とする。



（表示方法に関する注記）

- * ログマークの表示においては、エコマーク認定番号(8桁の数字)または使用契約者名を表記すること。

*「エコマーク使用の手引」2.(2)項に準じて、「エコマーク商品」などを表記してもよい。

「エコマーク商品」、「#エコマーク」、「www.ecomark.jp」、「Eco Mark Certificate」

*環境省「環境表示ガイドライン

(<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/guideline/>)などに準拠して、ロゴマークと関連付けて認定商品の環境主張を表記してもよい。

* その他、上記に記載のない事項は「エコマーク使用の手引」に従うこと。

(<https://www.ecomark.jp/office/guideline/guide/>)

2004年7月1日	制定 (Version1.0)
2004年10月14日	対象などの改定 (Version1.1)
2005年5月13日	水切り用濾紙袋の古紙パルプ配合率、対象製品分類の改定 (Version1.2)
2005年9月8日	食用油ろ過器の再生ポリマー基準除外の改定 (Version1.3)
2006年10月19日	電気掃除機用フィルター袋の繊維材料基準除外、線香の基準追加、対象製品分類の改定他 (Version1.4)
2007年4月13日	ごみ箱の再生ポリマー配合率の改定 (Version1.5)
2007年8月2日	ゴム製履物の再生材配合率の改定 (Version1.6)
2007年10月5日	有効期限延長
2008年2月14日	古紙パルプ配合率に関する基準項目の一時適用除外 (見え消し部分)、有効期限延長 (Version1.7)
2008年8月21日	環境法規遵守基準の改定 (Version1.8)
2009年5月1日	製品分類別に基準分割、古紙パルプ配合率の定義の改定 (Version1.9)
2009年11月4日	板紙の古紙パルプ配合率、焼物の有害物質の改定、トルエン、キシレン、ホルムアルデヒド基準を屋内用品に限定、オゾン漂白綿の追加 (Version1.10)
2010年12月13日	食用油ろ過器 (消耗部分) の適用範囲への追加、別紙メッシュサイズ試験方法の修正 (Version1.11)
2011年3月1日	マーク表示方法の追加 (Version1.12)
2011年8月1日	包装材の一時適用除外とした古紙パルプ配合率に関する基準項目等を配慮事項として設定。分類 D にブラシ部の交換可能な歯ブラシを追加 (Version1.13)
2011年11月1日	ガラスへのクロム不使用を六価クロムに限定 (Version1.14)
2012年2月1日	使い捨て製品に関する改定 (Version1.15)
2012年7月5日	難燃剤、抗菌剤の規定変更。食品用器具への再生材使用に関する厚生労働省ガイドライン追加 (Version1.16)
2014年2月1日	有効期限延長
2015年6月1日	適用範囲の変更 (Version1.17)
2016年6月1日	植物由来プラスチック、植物由来合成繊維に関する基準項目を追加。繊維に関する用語の定義・リサイクル繊維・有害物質の基準を改定。(Version1.18)
2017年2月1日	植物由来プラスチック・合成繊維 (PTT) の追加 (Version1.19)
2017年9月1日	繊維材料における PFOA の基準値、商品区分、マーク表示方法を改定 (Version1.20)
2019年1月7日	有効期限延長
2019年3月1日	分類 A「食器」の再生ポリマーの基準配合率を改定 (Version1.21)

2019 年 4 月 1 日 改定（エコマーク表示について）
2025 年 6 月 30 日 有効期限

本商品類型の認定基準は必要に応じて改定を行うものとする。

別表 1 用語の定義に規定する森林認証について

認証の基準について	<ul style="list-style-type: none"> ・経済的、生態学的かつ社会的利益のバランスを保ち、アジェンダ 21 および森林原則声明に同意し、関連する国際協定や条約を遵守したものであること。 ・確実な要求事項を含み、持続可能な森林にむけて促進し方向付けられているものであること。 ・全国的あるいは国際的に認知されたものであり、また生態学的、経済的かつ社会的な利害関係者が参加可能な開かれたプロセスの一部として推奨されていること。
認証システムについて	<ul style="list-style-type: none"> ・認証システムは、透明性が高く、幅広く全国的あるいは国際的な信頼性を保ち、要求事項を検証することが可能であること。
認証組織・団体について	<ul style="list-style-type: none"> ・公平で信頼性が高いものであること。要求事項が満たされていることを検証することが可能で、その結果について伝え、効果的に要求事項を実行することが可能なものであること。

別表 2 植物由来プラスチック（原料樹脂）のトレーサビリティに関するチェックリスト

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 （該当する全ての項目に☑）
1	地球温暖化の防止, 自然生態系の保全	植物を栽培する主たる農地は、直近 10 年以内に森林からの土地改変が行われていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の土地改変に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
2	生態系の保全	遺伝子組み換え農作物を原料とする場合、安全性の確保について評価を行ったか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外 (不使用)	<input type="checkbox"/> 現地の遺伝子組み換え農作物に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
3	土地の酸性化・富栄養化, 水質汚染の防止	植物の主たる栽培地における肥料・農薬の使用状況を把握したか。 「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約」(POPs 条約) で規制されている農薬が使用されていないか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	<input type="checkbox"/> 現地の肥料・農薬に係る法令を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []

No	目的	要求（実現されなくてはならない項目）	対象	実現	実施方法 （該当する全ての項目に☑）
4	適正な水利用	植物の主たる栽培地における水の使用状況を把握したか。	農地	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/	<input type="checkbox"/> 現地の水使用に係る法令（取水制限など）を確認した <input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> 植物の調達に関するガイドラインを定め、公表している。又は、独立した第三者によるガイドラインに準拠している。 ・ガイドライン名 [] ・公表場所 [] <input type="checkbox"/> 植物の調達に関する独立した第三者の認証制度を併用している。 ・認証制度名 [] <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
5	再生資源の利用,食糧との競合回避	植物由来プラスチック（原料樹脂）の粗原料の一部として、現地の再生資源が入手可能な場合、優先的に使用したか。	原料樹脂	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外（入手不可）	使用する再生資源名 [] 再生資源の発生量・割合 []
6	地球温暖化の防止	粗原料の主たる製造工場において、発酵などにより地球温暖化係数の高いメタンを排出する場合、その処理状況を把握したか。	粗原料製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ/ <input type="checkbox"/> 適用外（左記に該当しない）	<input type="checkbox"/> 現地調査やヒアリングにより現地の実態を把握した <input type="checkbox"/> その他（具体的に記入） []
7	非化石エネルギー源、再生可能エネルギー源の利用	栽培から原料樹脂製造までの工程において、非化石エネルギー源（例えば、バガスやバイオガスなど）や再生可能エネルギーを出来る限り活用したか。	製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	エネルギー名と活用方法 []
8	法令順守	植物由来プラスチック（原料樹脂）製造を行う工場が立地している地域などの法令に従い、工場における排水の管理が行われているか。	樹脂製造工場	<input type="checkbox"/> はい/ <input type="checkbox"/> いいえ	工場排水の管理について説明した資料を添付すること。

別表 3-1 繊維への加工剤の基準

物質名	基準値	試験方法	対象製品
有機水銀化合物 トリフェニルすず化合物 トリブチルすず化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防かび剤が使用されている製品
ディルドリン DTTB	30ppm 以下	厚生省令 34 号 OekoTex	毛製品、防虫加工剤が使用されている製品
APO TDBPP ビス(2・3-ジブロムプロピル)ホスフェイト化合物	検出されないこと	厚生省令 34 号	防炎剤、難燃加工剤が使用されている製品
PFOS PFOA	1 μ g/m ² 以下	CEN/TS15968:2010 ISO25101 OekoTex	フッ素系撥水剤、はっ油剤、防汚加工剤が使用されている製品
DEHP/ DBP/ BBP/ DNOP/ DINP/ DIDP	0.1wt%以下	EN15777:2009 厚生省告示 370 号 OekoTex	乳幼児用製品でプリントがされている製品

別表3-2 繊維からの遊離ホルムアルデヒド量の基準

物質名	対象製品			試験方法
	乳幼児用(生後24月以下)	直接肌に触れる可能性の高い製品	その他製品	
ホルムアルデヒド	検出せず(16ppm以下)	75ppm以下	300ppm以下	厚生省令第 34 号

別表3-3 禁止染料・顔料リスト (繊維)

①分解して下記の発がん性アミン類を生成する可能性があるアゾ系色素

(JIS L 1940-1 および JIS L 1940-3 (ISO24362-1、ISO24362-3、あるいは EN 14362-1、EN14362-2) により下記の芳香族アミンの検出値が 30mg/kg を超えて検出されるもの)

CAS No	名称
92-67-1	4-Aminobiphenyl
92-87-5	Benzidine
95-69-2	4-Chloro-o-toluidine
91-59-8	2-Naphthylamine
97-56-3	o-Aminoazotoluene
99-55-8	2-Amino-4-nitrotoluene
106-47-8	4-Chloroaniline
615-05-4	2,4-Diaminoanisole
101-77-9	4,4'-Diaminodiphenylmethane
91-94-1	3,3'-Dichlorbenzidine
119-90-4	o-Dianisidine; 3,3'-Dimethoxybenzidine

119-93-7	o-Tolidine; 3,3'-Dimethylbenzidine
838-88-0	4,4'-Diamino-3,3'-dimethyldiphenylmethane
120-71-8	p-Cresidine
101-14-4	4,4'-Diamino-3,3'-dichlorodiphenylmethane
101-80-4	4,4'-Diaminodiphenyl ether
139-65-1	4,4'-Diaminodiphenyl sulfide
95-53-4	o-Toluidine
95-80-7	2,4-Diaminotoluene
137-17-7	2,4,5-Trimethylaniline
90-04-0	o-Anisidine
95-68-1	2,4-Xylidine
87-62-7	2,6-Xylidine
60-09-3	4-Aminoazobenzene

② 発がん性染料

CAS No	C.I.	
569-61-9	C.I. BASIC RED 9	CI 42500
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3761-53-3	C.I. ACID RED 26	CI 16150
2602-46-2	C.I. DIRECT BLUE 6	CI 22610
1937-37-7	C.I. DIRECT BLACK 38	CI 30235
573-58-0	C.I. DIRECT RED 28	CI 22120
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
632-99-5	C.I. BASIC VIOLET14	
82-28-0	C.I. DISPERSE ORANGE11	

③ 皮膚感作性染料

CAS No	C.I.	
2475-46-9	C.I. DISPERSE BLUE 3	CI 61505
12222-75-2	C.I. DISPERSE BLUE 35	
	C.I. DISPERSE BLUE 106	
	C.I. DISPERSE BLUE 124	
2832-40-8	C.I. DISPERSE YELLOW 3	CI 11855
730-40-5	C.I. DISPERSE ORANGE 3	CI 11005
	C.I. DISPERSE ORANGE 37	
2872-52-8	C.I. DISPERSE RED 1	CI 11110
2475-45-8	C.I. DISPERSE BLUE 1	CI 64500
3179-90-6	C.I. DISPERSE BLUE 7	CI 62500
3860-63-7	C.I. DISPERSE BLUE 26	CI 63305
	C.I. DISPERSE BLUE 102	
	C.I. DISPERSE ORANGE 1	CI 11080
	C.I. DISPERSE ORANGE 76	
2872-48-2	C.I. DISPERSE RED 11	CI 62015
	C.I. DISPERSE RED 17	CI 11210
119-15-3	C.I. DISPERSE YELLOW 1	CI 10345
	C.I. DISPERSE YELLOW 9	CI 10375

	C.I. DISPERSE YELLOW 39	
	C.I. DISPERSE YELLOW 49	
	C.I. DISPERSE BROWN1	